

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

作成コーナー

検索

申告書第一表の住所・氏名等の欄

○「生年月日」には元号に対応する次の数字、年月日(各数字2桁)の順に記入します。
【 明治：1 大正：2 昭和：3 】

申告書の記載例 ～収入が公的年金等のみの場合～

③④⑤については2ページを参照してください。

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける氏名：〇〇市△△町×-××-×

支払金額：780,100円

③ 支払金額

④ 源泉徴収税額

⑤ 社会保険料の額

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける氏名：〇〇市△△町×-××-×

支払金額：980,000円

源泉徴収税額：42,882円

公的年金等に係る所得の計算

公的年金等の収入金額(税込み)	支払金額の合計	円	A
●昭和28年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)の計算			
Aの金額	公的年金等の雑所得の金額		
～700,000円		0円	
700,001円～1,299,999円	A-700,000円		
1,300,000円～4,099,999円	A×0.75-375,000円		
4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-785,000円		
7,700,000円～	A×0.95-1,555,000円		
●昭和28年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)の計算			
Aの金額	公的年金等の雑所得の金額		
～1,200,000円		0円	
1,200,001円～3,299,999円	A-1,200,000円		
3,300,000円～4,099,999円	A×0.75-375,000円		
4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-785,000円		
7,700,000円～	A×0.95-1,555,000円		

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
《例》昭和25年生まれで公的年金等の収入金額の合計額が2,760,100円の場合
2,760,100円-1,200,000円=1,560,100円

2ページを参照してください。

医療費控除

平成29年分の確定申告から、「医療費控除に関する明細書(※)」の添付が必要となります。医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

※ 国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

支払った医療費(合計)	円	A
保険金などで補填される金額	円	B
差引金額(A-B)	円	C
申告書第一表⑤欄の金額	円	D
D×0.05	円	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	円	F
医療費控除額(C-E)	円	

公的年金等の源泉徴収票は、原本を添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出しなければなりません。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

〇〇市△△町×-××-× 税務署長 平成29年2月16日 平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

個人番号：XXXXXXXXXXXXXXX

住所：〇〇市△△町×-××-×

氏名：国税 太郎

性別：男 世帯主の氏名：国税 太郎 世帯主の続柄：本人

生年月日：325.09.01 電話番号：XXX-XXX-XXXX

収入金額等	雑所得の金額	課税される所得金額	上の②に対する税額	配当控除	復興特別所得税額	所得税及び復興特別所得税の額	その他の
給 与 ① 2760100	公的年金等 ② 2760100	⑤ 414000	② 20700	② 20700	③ 434	③ 21134	④ 42882
雑 ③ 1560100	その他 ④ 1560100						
配 当 ⑤ 1560100							
一 時 ⑥ 284055							
給 与 ⑦ 35000							
分 ⑧ 20000							
⑨ 0000							
⑩ 0000							
⑪ 0000							
⑫ 380000							
⑬ 0000							
⑭ 0000							
⑮ 380000							
⑯ 1099055							
⑰ 46995							
⑱ 1146050							

[38]と記入します。

○年金所得者に係る申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」といいます。)の確定申告は必要ありません。(注1) この制度により確定申告の必要がない場合であっても、所得税等の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。(注2) 所得税等の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。 ※ この記載例は、年金所得者に係る確定申告不要制度の対象となる方が還付申告をする場合を示しています。

課税される所得金額(②欄)に対する税額の計算

課税される所得金額(②欄)	課税される所得金額に対する税額
1,000円～1,949,000円	②欄の金額×0.05
1,950,000円～3,299,000円	②欄の金額×0.1-97,500円
3,300,000円～6,949,000円	②欄の金額×0.2-427,500円
6,950,000円～8,999,000円	②欄の金額×0.23-636,000円
9,000,000円～17,999,000円	②欄の金額×0.33-1,536,000円
18,000,000円～39,999,000円	②欄の金額×0.4-2,796,000円
40,000,000円～	②欄の金額×0.45-4,796,000円

《例》②欄の金額が414,000円の場合
414,000円×0.05=20,700円

復興特別所得税額の計算

基準所得税額(③欄の金額)	A
復興特別所得税額(A×0.021)	20,700円×0.021=434円

※ 1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

申告書第二表「③所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額」欄から転記します。

税金を納めることとなる方は、次のいずれかの方法で税金を納付します。

- 振替納税を利用する方法(振替納税のお申込みが必要です。)平成29年分の所得税等の確定申告分の振替日は、平成30年4月20日(金)です。確実に振替納付できるよう、預貯金残高をご確認ください。なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に利用できます。また、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。
- 現金で納付する方法平成29年分の所得税等の確定申告分の納期限は、平成30年3月15日(木)です。現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。
- e-Taxで納付する方法自宅等からインターネットを利用して納付できます。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。
- クレジットカードで納付する方法インターネットを利用して専用のweb画面から納付できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 ※ 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

配偶者特別控除(2ページを参照してください。)を受ける場合に、配偶者の平成29年分の合計所得金額を記入します。

申告書第二表「③所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額」欄から転記します。

税金の還付を受けることとなる方は、振込みを希望する預貯金口座を記入します。

- 銀行等の場合は、銀行等の名称、預金種類(該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に○印を付けます。)及び口座番号を記入します。
- ゆうちょ銀行の場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。
- 他の金融機関との振込用の「店名(店番)」、「口座番号」は記入しないでください。また、記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。
- 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみを記入してください。預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合や、名義が旧姓のままである場合には、振込みできないことがあります。
- 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります。
- インターネット専用銀行は、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。
- ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取をご希望の場合には、受取を希望する郵便局名等を記入してください。

社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている次のような社会保険料で、**あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした保険料を申告書第二表「⑥社会保険料控除」欄**に記入します。また、その合計額を**申告書第一表⑥欄**に転記します。

健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料
国民年金保険料、国民年金基金の掛金 など

※ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落とし(特別徴収)されている国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

なお、国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

寡婦・寡夫控除 (あなたが寡婦か寡夫である場合の控除)

該当する控除額を**申告書第一表⑩欄**に記入します。また、**申告書第二表「⑩～⑪本人該当事項」欄**の該当する箇所をチェック(✓)します。

区分(要件等)	控除額
寡婦 ① 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や平成29年分の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子*のある方	27万円
寡婦 ② ①に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、平成29年分の合計所得金額が500万円以下の方	35万円
寡夫 ① 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成29年分の合計所得金額が500万円以下の方	27万円
寡夫 妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成29年分の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子*のある方	27万円

※ 生計を一にする子のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は除きます。

配偶者控除 (配偶者特別控除を受ける方は、この控除は受けられません。)

配偶者の区分に応じて、控除額は次のとおりです。
該当する控除額を**申告書第一表⑫～⑬欄**に記入します。また、**申告書第二表「⑫～⑬配偶者(特別)控除」欄**の該当する箇所に記入します。

区分	控除額	※
一般の控除対象配偶者 ※1	38万円	1 あなたと生計を一にしており、平成29年分の合計所得金額が38万円以下の配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方・白色申告者の事業専従者を除きます。)
老人控除対象配偶者 ※2	48万円	2 控除対象配偶者のうち、昭和23年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)

配偶者特別控除 (配偶者控除を受ける方は、この控除は受けられません。)

配偶者の平成29年分の合計所得金額に応じて、控除額は次のとおりです。
該当する控除額を**申告書第一表⑫～⑬欄**に記入し、「区分」の□に「1」と記入します。また、**申告書第二表「⑫～⑬配偶者(特別)控除」欄**の該当する箇所に記入します。

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者特別控除を受けるための要件
～380,000円	0円	※ あなたの平成29年分の合計所得金額が1,000万円以下である
380,001円～399,999円	38万円	※ 配偶者が次のいずれにも該当する
400,000円～449,999円	36万円	・あなたと生計を一にしている
450,000円～499,999円	31万円	・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない
500,000円～549,999円	26万円	・平成29年分の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満である
550,000円～599,999円	21万円	・配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けていない
600,000円～649,999円	16万円	
650,000円～699,999円	11万円	
700,000円～749,999円	6万円	
750,000円～759,999円	3万円	
760,000円～	0円	《例》「配偶者の合計所得金額」が48万円の場合 ⇒ 控除額31万円

扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名・マイナンバー(個人番号)・続柄・生年月日・別居の場合の住所を記入します。

扶養控除

控除対象扶養親族の区分に応じて、控除額は次のとおりです。**申告書第二表「⑭扶養控除」欄**の該当する箇所に記入します。また、控除額の合計額を**申告書第一表⑭欄**に記入します。

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族 ※1	38万円	
特定扶養親族 ※2	63万円	
老人扶養親族 ※3	同居老親等 ※4	58万円
	同居老親等以外	48万円

- ※1 扶養親族のうち、平成14年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)
- ※2 控除対象扶養親族のうち、平成7年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)
- ※3 控除対象扶養親族のうち、昭和23年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)
- ※4 老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方(老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。)

「平成□□年分」には、「29」と記入します。

平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

第二表(平成二十九年分以降用)

○所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険の種類	支払保険料	⑦ 掛金の種類	支払掛金
社会保険料控除	284,055		
合計	284,055	合計	

○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給付などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
雑所得	国民年金厚生労働省	780,100	0
雑所得	〇〇年金 〇〇組合	1,980,000	42,882
合計			42,882

○雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

申告書第一表⑯欄及び⑲欄に転記します。

○住民税に関する事項

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
16歳未満の扶養親族			
扶養親族			
控除			
合計			

○特例適用条文等

⑮ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
180,000		55,000

⑯ 医療費控除

支払医療費等	保険金などで補填される金額
180,000	55,000

障害者控除(あなたや、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者や特別障害者である場合の控除)

該当する控除額を**申告書第一表⑰欄**に記入します。

区分	控除額	
	あなたが障害者の場合	控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合(1人につき)
障害者 ※1	27万円	
特別障害者 ※2	40万円	
同居特別障害者 ※3		75万円

○ 申告書第二表⑰欄に障害者又は特別障害者の方の氏名を記入します(特別障害者か同居特別障害者である場合には氏名を○で囲みます。)

- ※1 平成29年12月31日の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方
 - ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
 - ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
 - ・65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など
- ※2 障害者のうち、次の特に重度の障害のある方
 - ・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
 - ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
 - ・重度の知的障害者と判定された方
 - ・いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など
- ※3 特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方(老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。)

生命保険料控除 (新(旧)生命保険料、新(旧)個人年金保険料、介護医療保険料の別に計算します。)

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	旧生命保険料		旧個人年金保険料	
	(合計)	A	(合計)	B
～25,000円	△の金額		□の金額	
25,001円～50,000円	△×0.5+12,500円		□×0.5+12,500円	
50,001円～	△×0.25+25,000円(最高5万円)		□×0.25+25,000円(最高5万円)	

●平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	新生命保険料		新個人年金保険料		介護医療保険料	
	(合計)	E	(合計)	F	(合計)	G
～20,000円	△の金額		□の金額		◇の金額	
20,001円～40,000円	△×0.5+10,000円		□×0.5+10,000円		◇×0.5+10,000円	
40,001円～	△×0.25+20,000円(最高4万円)		□×0.25+20,000円(最高4万円)		◇×0.25+20,000円(最高4万円)	

▶生命保険料控除額

生命保険料控除額 (K)+L+M	(最高12万円)	N
------------------	----------	---

控除額を**申告書第一表⑱欄**に転記します。

※ □又は◇の計算において、新生命保険料及び旧生命保険料の両方又は新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方を支払っている場合で、その両方について生命保険料控除の適用を受けるときは、それぞれ4万円が適用限度額となりますが、例えば□の計算において、新生命保険料10万円、旧生命保険料15万円を支払った場合のように、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(5万円)が新旧両方の生命保険料について生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(4万円)よりも有利になる場合には、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受けることにより、5万円を限度に生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の場合も同様です。なお、この場合であっても、□+◇+◇の金額の合計額は12万円が限度となります。

地震保険料控除(保険契約の別に記入します。)

- ※1 地震保険料及び旧長期損害保険料の両方の支払が証明された保険契約が2以上ある場合は、税務署にお尋ねください。
- ※2 保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。
- ※3 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

保険契約の区分	保険料の金額	
	地震保険料のみの場合	(合計)
地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合	地震保険料	
	旧長期損害保険料	
旧長期損害保険料のみの場合	(合計)	
	A + B	
Dの金額	～10,000円	□の金額
	10,001円～	□×0.5+5,000円 (最高15,000円)
E + G		(最高5万円)
Fの金額	～10,000円	□の金額
	10,001円～	□×0.5+5,000円 (最高15,000円)
A + I		(最高5万円)
地震保険料控除額 (HとJのいずれか多い方の金額)		

- □の金額を**申告書第一表⑲欄**に転記します。
- **申告書第二表「⑳地震保険料控除」欄**に次の金額を転記します。
 - ・「**地震保険料の計**」欄には、□に□の金額を記入した場合は□の金額を、◇に◇の金額を記入した場合は△の金額を転記します。
 - ・「**旧長期損害保険料の計**」欄には、□に□の金額を記入した場合は□の金額を、◇に◇の金額を記入した場合は□の金額を転記します。

医療費控除の適用を受ける方は、1ページで控除額を計算します。